

消費生活トラブルにはさまざまな種類があります。その中でも相談件数の多い事例を紹介します。

消費生活 トラブル

年末年始に大きな買い物や契約をする機会はありませんでしたか？ クーリング・オフなどで困ったときは一人で悩まず「消費生活センター」にご相談ください。また、実際に起こった事例をもとに、今後ともトラブルに遭わないように気をつけましょう。

Case.1

工事・建築トラブル (リフォーム工事)

事例

● 突然来訪した業者に「今にも自宅の屋根瓦が落ちそうだ」と言われ、高額な屋根工事の契約をした。しかし、知り合いに確認してもらったところ、作業がずさんだと分かった。無償で解約したい。

● 近所でビルの工事をしているという業者が来訪し、「屋根工事が必要」と言われ、父が契約をした。近所にそのようなビルはなく、不審なのでクーリング・オフしたい。

● 住んでいるマンションで工事を行うという業者が来訪し、「大型連休で今なら安くする」と言われ、給湯器、浴室などのリフォーム工事を契約したが、クーリング・オフしたい。

対策

- その場で事業者に点検させない。
- 補修工事の勧誘をされても、その場では契約しない。
- どうしても補修工事が必要な場合は、複数の事業者から見積りをとる。



Case.2

通信販売(定期購入)

通信販売はクーリング・オフが適用されません

事例

● YouTubeの広告を見て注文した化粧品が定期購入で、初回で解約をするには差額の支払いが必要と言われたが支払いたくない。

● インターネット広告を見てお試しのつもりでファンデーションを注文したところ、2回目と3回目の商品も届いた。解約手続きがうまくできない。どうしたらよいか。

● SNSの広告を見て、サプリメントを購入した。1回限りと確認して購入したにもかかわらず、4回の受け取りが条件の定期購入になっていた。納得できない。

対策

- インターネットで注文する際は、契約条件の細部をしっかりと確認する。
- 容易に解約ができないケースもあるので、注文する前に、販売業者の情報や評判を入念に確認する。



新成人の皆さま おめでとうございます

令和4年4月から成人年齢が18歳に引き下げられました。クレジットカードや携帯電話の契約が自分の判断でできるようになり、できることも増える一方、18歳・19歳での消費生活トラブルも増えています。



契約時のポイント

- ☑ 安さや気軽さ、メリットを強調した広告に注意する
- ☑ 契約をせかす勧誘や借金を促す勧誘に注意する
- ☑ 契約はその後のことを考えて慎重に検討し、不安があれば周りに相談する
- ☑ トラブルに遭ったら、早めに消費生活センターなどに相談する

令和5年度 相談概要別相談件数(全249件) 香芝市消費生活センター

順位	商品役務	主な購入形態	相談件数
1	教養娯楽品 (新聞・スマートフォン)	通信販売・店舗購入	30件
2	食料品	通信販売・電話勧誘販売	21件
3	役務一般 (フィッシングメールなど)	通信販売	18件
4	保健衛生品 (化粧品・サプリメント)	通信販売・店舗購入・*ネガティブ・オプション	17件
5	工事・建築・加工関係 金融・保険サービス 運輸・通信サービス	店舗購入・訪問販売 通信販売・電話勧誘販売	16件

*頼んでもいない商品を送りつけ、受け取った以上、支払わなければならないと勘違いさせ代金を支払わせようとする手口

困ったときは消費生活センターへ

香芝市消費生活センター

- ◆時間 毎週月・火・水・金曜日
10:00~12:00、13:00~14:00
- ◆場所 市役所2階
- ◆電話 ☎44-3313

広陵町消費生活相談窓口

- ◆時間 毎週木曜日
10:00~12:00、13:00~15:00
- ◆場所 広陵町役場2階(安全安心課内)
(広陵町大字南郷583-1)
- ◆電話 ☎55-1001(代表)

- *市内在住または在学・在勤のかたであれば、どちらの窓口も利用できます。
- *相談内容やプライバシーに関わる一切の秘密は厳守します。
- *相談は無料です。まずは電話でご相談ください。

1人で悩まないで
相談に来てください!

